

○ 戸田市議会パブリック・コメント制度要綱

(平成23年11月8日議長決裁)
(議会運営委員会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市議会パブリック・コメント制度（以下「議会パブリック・コメント制度」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、政策等の立案に当たり、市民の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映させるとともに、戸田市議会（以下「議会」という。）が市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「議会パブリック・コメント制度」とは、政策等立案の過程において、その立案に係る政策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された市民等からの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する議会の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 議会パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

3 議会パブリック・コメント制度は、政策等の立案に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第3条 議会は、次に掲げる政策等について、この要綱に定める手続きを行うことができる。

- (1) 委員会の提出による条例の制定又は改廃
- (2) その他議会が必要と認めるもの

(政策等の案の公表)

第4条 議会は、前条に規定する政策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に政策等の案を公表するものとする。

- 2 前項の規定により政策等の案の公表を行うときは、政策等の案を作成した趣旨、目的、背景、概要その他必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(政策等の案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議会事務局、市政情報室、戸田公園駅前行政センター、福祉センター及び笹目コミュニティセンターにおける閲覧及び配布
- (2) 議会のホームページへの掲載
- (3) その他議会が適当と認めるもの

(意見の提出期間)

第6条 議会は、市民等が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、21日以上意見の提出期間を定め、政策等の案の公表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第7条 議会は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、政策等の案の公表時に明示するものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民等は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(意見の取扱い等)

第8条 議会は、提出された意見を考慮して政策等について意思決定を行うものとする。

2 議会は、前項の意思決定を行ったときは意思決定後の政策等、提出された意見及びこれに対する議会の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行する。